



東名三好IC付近

みよし市の特徴

愛知県のほぼ中央、名古屋市と豊田市の間に位置するみよし市は、市の北部地区に名鉄豊田線三好ヶ丘駅と黒笹駅があり、名古屋市営地下鉄鶴舞線と連絡しています。また、東名高速道路「東名三好インターチェンジ」があり、自動車交通の玄関口となっています。



みよし市長 小山 祐

産業は、トヨタ自動車株式会社の自動車工場など自動車関連産業をはじめ、数多くの企業が立地している、豊かな自然環境と活気あふれる、香り高い文化の調和したまちです。

■みよし市企業立地促進条例

(1)工場等立地促進奨励金

▼対象事業者

- ・新設等する工場等が次のいずれかの事業の用に供されるものであること。
- ア 製品の製造、加工又は修理に係る事業
- イ 流通業務に係る事業
- ウ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業
- エ 開発研究等を行う事業
- オ その他市長が適当と認める事業
- ・投下固定資産総額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額以上であること。
- ア 小規模企業者 3,000万円以上
- イ 中小企業者 1億円以上
- ウ ア及びイ以外の事業者 3億円以上
- ・新たな土地の所有権を取得し、又は賃貸借契約をする場合にあっては、土地の面積が1,000㎡以上であること。

・工場等の拡充の場合は増築後の延べ床面積が増築前に比べ5分の1以上増加するものに限り、建替の場合は建替後の工場等の固定資産税評価額が増加するものに限る。

▼奨励金額

・工場等立地促進奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に最初に固定資産税及び都市計画税を課することとなった年度(以下「課税初年度」という。)から3年間交付するものとし、各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額に100分の50を乗じて得た額とする。

(2)高度先端産業立地奨励金

▼対象事業者

- ・高度先端産業を営む事業者であること。
- ・高度先端産業の用に供する投下固定資産総額が50億円(当該工場等の新設等を行う事業者が中小企業者又は小規模企業者である場合にあっては2億円、研究所等を新設等する場合にあっては5億円(中小企業者等が立地をした研究所である場合にあっては、2億円))以上であること。
- ・工場等(研究所を除く。以下この号において同じ。)の操業開始に伴い、新たに常用雇用する従業員を20人(当該工場等の操業開始を行う事業者が中小企業者等である場合にあっては、5人)以上雇用すること。

▼奨励金額

・高度先端産業立地奨励金の額は、高度先端産業の用に供する投下固定資産総額に100分の10を乗じて得た額(当該工場等が研究所である場合にあっては、100分の20を乗じて得た額)に相当する額とし、5億円を限度とする。

(3)新規成長産業立地奨励金

▼対象事業者

- ・新規成長産業を営む事業者であること。
- ・新規成長産業の用に供する投下固定資産総額が1,000万円以上であること。

▼奨励金額

・新規成長産業立地奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に課することとなった固定資産税及び都市計画税に相当する額に100分の50を乗じて得た額とする。当該奨励金は課税初年度から5年間交付するものとし、各年度に算定された額を当該年度の翌年度に交付するものとする。

(4)地盤改良奨励金

▼対象事業者

- ・(1)又は(2)又は(3)の奨励金の交付の対象事業者であること。

▼奨励金額

・工場等を建設する用地に、規則で定める工法により地盤改良を施した場合に交付するものとし、地盤改良奨励金の額は、工場等の建築面積に係る地盤改良費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に100分の20を乗じて得た額とし、1,000万円を限度とする。

(5)雨水活用施設奨励金

▼対象事業者

- ・(1)又は(2)又は(3)の奨励金の交付の対象事業者であること。

▼奨励金額

・工場等の建設に伴い、雨水を貯水及び活用する施設等であって、100㎡以上の貯水能力を有するものを設置した場合に交付し、雨水活用施設奨励金の額は、設置に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に100分の25を乗じて得た額とし、400万円を限度とする。

(6)新エネルギー設備設置奨励金

▼対象事業者

- ・(1)又は(2)又は(3)の奨励金の交付の対象事業者であること。

▼奨励金額

・工場等の建設に伴い、新エネルギー利用等(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等をいう。)を行うための設備等を設置した場合に交付し、新エネルギー設備設置奨励金の額は、設置に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に100分の20を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

■みよし市企業再投資促進補助金

原則として20年以上工場等が市内に立地する企業で、工場等の増設等を行う次に該当する企業に補助金を交付します。

<対象分野>

- ①次世代自動車関連 ②航空宇宙関連
- ③環境・新エネルギー関連 ④健康長寿関連 ⑤情報通信関連 ⑥ロボット関連 ⑦愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種(P.14西三河地域)に掲げる分野(輸送機械、電気・電子機器、機械・金属、健康長寿、農工商連携関連産業)

<対象要件>

①愛知県新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)に採択されること②過去に同一の工場の同一の新増設等において同補助金及びみよし市企業立地促進条例による奨励金の交付を受けていないこと。

<対象経費>

土地を除く固定資産取得費用(建物および償却資産)のうち、大企業、みなし大企業(中堅企業)は4%、中堅企業は5%に相当する額とし3億円を限度。中小企業は10%、みなし大企業(中小企業)8%に相当する額とし6億円を限度

<詳細は下記HPをご覧ください>

<https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/soshiki/shiminkeizai/sangyo/index.html>



えごたん
町の特産である筆柿をモチーフとしたイメージキャラクター

幸田町の特徴

幸田町は、名古屋市と豊橋市のほぼ中間に位置し、東西は国道23号バイパス、南北は国道248号が走り、産業交通アクセスとして最良な場所にあります。また、JR東海道本線に3駅を抱え、通勤も便利です。地形は、東部から南西部にかけ丘陵が続き、中心部には平地が広がっており、温暖な気候に恵まれています。

支援施策では、産官学連携による支援や、DX化への取り組み支援など、ソフト面の支援が充実しています。用地については、交通アクセスが良く、地盤のしっかりした国道23号バイパス沿線に新たな工場用地の開発を進めていることに加え、北部にも新規工場用地開発を目指しています。幸田町への立地をぜひ御検討下さい。



幸田町長 成瀬 敦

■幸田町企業再投資促進補助金

(愛知県新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)に対応)

長年町内に立地する企業が、工場等の新設又は増設をする場合に、固定資産取得費用(土地を除く)の一部を補助します。

<補助額>

- 中小企業：固定資産費用(土地を除く)の10%
- 中堅企業：以内(限度額10億円)
- 大企業：固定資産費用(土地を除く)の8%以内(限度額10億円)

<交付要件>

- 中小企業：投資額1億円以上
- 中堅企業：常用雇用25人以上
- 大企業：投資額25億円以上
- 常用雇用100人以上

対象分野：県の次世代成長分野、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種の分野等

■幸田町小規模企業等振興資金等信用保証料補助金

対象となる融資制度から融資を受けたときに、信用保証料を補助します。(年度1回 上限20万円)

<補助対象となる制度>

- ①小規模企業等振興資金
- ②中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項、第6項の規定により経済産業大臣が指定した業種に属する事業を行い町長の認定を受け当該認定に係る融資

■幸田町産業活性化プロジェクト補助金

町内に住所、事務所、事業所を有し、補助対象事業を実施することにより幸田町の産業振興発展に寄与する個人及び団体に対して補助を行います。

<補助対象事業>

- ・創業事業(町内で創業する際に係る費用)
- ・合理化・拡充事業(売上の向上、生産性を高めるために既存の事業所、工場の合理化、拡充に係る費用)
- ・販路拡大事業(見本市の出展、ホームページの開改・改修、広告看板の作成・設置等に係る費用)
- ・事業形態転換・新形態対応事業(業態転換、経営改善、環境推進などに係る費用)
- ・人材育成・人材確保事業(社内研修、社外研修、合同企業説明会への参加等にかかる費用)

<補助額等詳細は下記HPをご覧ください>



再投資補助金



信用保証料補助金
産業活性化補助金